

被害者支援の30年間を振り返って

公益社団法人被害者支援都民センター 理事 大久保 恵美子

I. はじめに

30年前の平成2年10月11日夜11時50分、警察からの一本の電話で私たち家族は地獄の底を這いずり回る毎日となりました。

被害者支援という発想も相談場所も人もいない日本に絶望し、アメリカの被害者支援団体MADD (Mothers Against Drunk Driving: 飲酒運転に反対する母の会) に助けを求めました。直ぐに送られてきた小冊子には「深い悲しみは狂気を感じるが、これは正常な反応。」と書かれていました。安堵する一方で“喪失体験から年数が経てば懐かしく思い出すことができる”との内容があり、そんな日に戻れる訳がないのに、と強い憤りも感じました。しかし今はその意味が分かったような気がします。追い詰められ混乱する被害者の実状を更にご理解いただけますよう、当時の日記も交えて振り返りつつ記してみます。

II. 事件発生時の心理的状态と行動してきたこと (日記から抜粋)

(1) 平成2年10月11日～平成3年3月 (事件からの5か月間)

ショックで時間が止まってお通夜や葬儀がどう過ぎたのか記憶喪失状態。このまま一生思い出せないのかも。犯人逮捕をテレビが報じているがなぜ家族に連絡がないのか。疑心暗鬼になり誰も信用できない。忌引きが終わり出勤するが夢遊病者のような感覚。職場の人は労わってくれるが、普通の人でなくなった惨めな自分。言うようにして通っていた職場に担当者から遺留品を取りに来るように、と突然電話が入る。ショックで涙が止まらず仕事ができなくなる。誠実に生きてきたのになぜこんな目に遭うのか、と毎日自問自答するが、答えが見つからない。後を追って死ぬことしか考えが浮かばない。

何をすれば供養になるのか分からない。亨がいけないとは思えない。自責の念で苦しい。何もわからない。亨の生きてきた18年間を無駄にせず、何か形として残さなければと思う。理不尽な状況と事件を風化させないため、新聞社へ投書文を持参し直訴する。亨の友人達がお参りに来てくれるが、どうしてこの子たちがいるのに亨だけがいらないのかと思い、会いたくない。

加害者への怒りで一杯。親として無念を晴らさねば生きている価値はない。親戚や近所の人と話したくない。職場では普通に話すのが辛いし疲れる。お花をいただくのがうれしい。

担当検事に心情を訴える手紙を書く。1月16日亨19歳の誕生日

供養とは何か、ばかりを考える。外見上普通に見えるためか「元気そうね、良かった」等と言われることが多くなった。「元気な訳がないでしょう!」と言いたい但我慢する。人か

ら逃げることも上手になった。

適切な判決を願い検察官と裁判官に手紙を書き、資料（飲酒が運転に与える影響）を送る。アメリカにMADDがあることを知る。

第3回公判で1年6月の求刑が出される。新聞・テレビに出て訴え始めた私に「手伝うわよ」と言ってくれる友人の言葉がうれしい。

メディア各社により事件の報道内容が違うため「被害者はニュースで流される一言に傷つき、寝込むこともある」と訴える手紙を書く。

亨の命がなくなったのに、自分だけが同じ職場で働き、生きていることが耐えられず転勤願いを出す。謝らない加害者を必死で追いかけている夢を見る。事件のことを聞いてくる職場の人に怒りを感じる。

精神的に追い詰められ、家族崩壊寸前。

新聞社に被害者の現状と追いつめられる心情等について訴える。報道で知った飲酒運転被害者に手紙を書く。かつて亨と遊んでくれた友人のアメリカ人弁護士のギングバーグ氏に夫が手紙を書いてくれる。

飲酒轍き逃げは事故ではなく「事件」であることを関係機関や社会に知ってもらうため、あらゆる人や機関に働き掛ける決心をする。思いついた所や人に次々に手紙を書く。忙しく自分を追い込むことで何とか生きていられる。

きれいな花を仏壇に飾りたい一心で、球根や苗木を買い集め、園芸誌にも投稿する。

(2) 平成3年4月～平成3年12月（事件からの1年2か月間）

テレビ局が飲酒運転反対の番組を作ってくれる。ギングバーグ氏から手紙が届き、MADDの資料が同封されている。宮澤浩一氏と安田貴彦氏の名刺が入っている。MADDの活動効果を新聞に連載して貰えた。

安田氏から私の出した手紙への返事が来て、10月の「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム（以下シンポジウム）」へ招待を受ける。感激し、日本も捨てたものではないと思えた。

米国のアルコール問題研修会に参加。同行者は精神科医や臨床心理士等だったので「MADDの被害者支援を学び日本に伝えたい。日本ではPTSDの人が放置されているが、専門家の治療を必要としている。自分の心情を正直に話すので、帰国後それぞれの専門分野で役立てて欲しい」とお願いする。

生命が軽んじられ、被害者が守られていない社会に大きな憤りを感じるようになってくる。

シンポジウムに出席。山上皓東京医科歯科大学教授の発言は被害者の代弁そのもの。日本でも被害者支援を開始してほしいと発言したが、会場は静まり返るのみ。やはり日本は駄目。それでも諦めきれず関係者へ個別に被害者支援の必要性を訴える手紙を書き、資料を送る。

亨が生きていた証と無念を晴らすために、命日に「飲酒運転は犯罪：DDC（Drunk Driving is a Crime）」を家族3人で設立する。1周忌は辛い、とMADDからの手紙にあったが、まさにそのとおり。辛いので、必死であちこちに連絡をとりながら、事件発生時刻が

過ぎるのをひたすら待つ。

沢山の被害者へ手紙を出しても反応が少なく諦めていたが、山上皓教授から「精神的支援方策を考えている」との返信に励まされる。被害者のネットワークを広げ、その生の声を伝えることが自分にできる協力だと考え、再び積極的に被害者に連絡を取り始める。

(3) 平成4年1月～平成4年4月（事件からの1年6か月間）

刑事裁判への不信や情報を得られないことは被害者に共通のことと分かる。被害者保護の法律が欲しい。全国の被害者から届く手紙への返事が間に合わず焦る。一方、会いに行った被害者に「何が目的？」と冷たく言われ、傷つくことも。全国交通事故遺族の会の井手渉さんからの激励の手紙は心強い。

日本被害者学会が実施予定のアンケート調査項目プレ調査のため、他の被害者と共に愛知県の大学へ行く。日本アルコール問題学会で初めて飲酒運転問題を取り上げることになり、DDCとして発言の機会を得る。田村正博氏に統計資料を依頼する。

亨20歳の誕生日に自治大臣（塩川正十郎氏）に会う。大臣は既に各省庁に資料を配布し、酒害を広く国民に知らせたいと考えていると言ってくれる。法律の不備や警察庁で進めている被害者支援施策の早期実現も願う。

日本はやはり、国が動き出さなければ何ごとにも難しい。それでも被害者自らが社会に対し声を上げなければ、法制度に則った被害者支援は進まないと思う。

亨の事件は1年6月の実刑。なんて軽いのか。でも日本では重い方だと言われる。親として出来得る限りのことをしての判決なのでしかたがないと思う。

山上皓教授より「研究室で犯罪被害救援基金の補助を受け、被害者のためのカウンセリングを始めました」との案内をいただく。すごくうれしい反面、利用者が少ないと被害者は困っていない、と誤解されることだけは避けなければと考え、思いつく限り全国にいる被害者やメディア等に伝える。

Ⅲ. 保健師として働きながらの被害者支援活動（平成2年から平成12年）

日中は仕事、夜は資料作りや被害者からの電話相談を受け、休暇を利用して、日本各地で開かれるようになった被害者支援研修会等に講師として参加していました。被害者支援が動き出したことを実感し、疲れを感じることもなく、ただただ必死で動き回り、走り回る毎日でした。

次から次へと手紙や資料を送って面倒なことをお願いしてくる私への対応に、山上皓教授や田村氏安田氏に対応に困ったことも多かったのではないかとこの原稿を書きながら大いに反省しております。

阪神大震災が発生し、県として保健師を被災地に派遣することが決まり、私も行かなければと思いましたが、現地に行く自信はありませんでした。せめて同じ職種に理解を深めたいと保健婦雑誌に「被害者（被災者）に接する人に」を寄稿し、当時の職場用には「児童養護施設職員のための保健の手引き」を作成する等をしていました。

この頃から飲酒運転被害に限定しない「被害者自助グループ小さな家」として、元警察庁長官の國松孝次氏の寄付金や日本財団の資金等を活用し、小冊子を作り集会を開き、全国の被害者との連携も深めてメディアに取り上げられる機会が増えていきました。

山上皓教授より平成12年4月から「犯罪被害者相談室」が「被害者支援都民センター（以下センター）」になることを聞き、保健所の企画調整班長の職を辞してセンターに勤務することになりました。

IV. 被害者支援都民センターでの活動（平成12年から平成21年）

職場や周囲の目を気にしながらのボランティア活動から、仕事として被害者支援ができることをうれしく思いました。センターで沢山の電話相談を受け、被害者が心身に受ける衝撃の大きさ、関係者や近隣の人達から受け続ける二次的被害、刑事司法への憤り、家族間の不和、等は自分の体験と共通することが確認できました。

そこで関係機関や社会への理解を得るためには、公表できる基礎データの必要性を感じ、被害者遺族が必要とする支援内容を確認するためのアンケート調査を行いました。また、支援に関わる相談員や職員にも被害者の実情を理解してもらうため、センター内に自助グループをつくり手記集も出しました。

さらに、検察庁や自治体等々からの研修生を積極的に受け入れ、自助グループのメンバーも講師として出向くことが他機関の理解や信頼を得ることに繋がったように思います。

創設時は支援のノウハウを共有する困難もありましたが、山上皓教授が意見を尊重し、後押しをくださったことや安田氏が担当していた改正犯給法により早期援助団体に指定されたことで、被害者が必要とする支援体制に近づけることができました。

V. 被害者支援のさらなる充実を求めて（平成22年から平成31年）

センターでの支援活動の実践と共に大切にしていたのは、各機関が行う事業や各種委員等を受け、被害者の声を広く届け、制度や支援の充実につなげたいという思いでした。そのため、センターを退職後も被害者支援活動から引退する決断ができず、夫からは「断る勇気を持って」と叱られながら富山県から通っています。

内閣府交通事故被害者サポート事業（後に警察庁所管）、内閣府犯罪被害者等施策推進会議委員及び専門委員（後に警察庁所管）、裁判員裁判制度検討会委員、中央交通安全対策会議専門委員、法制審議会：新時代の刑事司法制度特別部会委員、命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール審査員、最高検察庁検察運営に関する参与会参与及び刑事政策専門委員会参与、等々を務め法的知識が必要な時には、田村氏からご助言もいただきました。

日本は、被害者の意見を聞かずに法制度や施策は進められない社会に変化したことを実感しています。

安田氏が「シンポジウム時、会場がシーンとしたのはあの時間を共有した一人ひとりが被害

者支援を自身の重い宿命として受け止めたから」と応えている記事に接し、改めて感慨を深くしています。

VI. 静かな田舎暮らし（令和2年現在）

年に何回か会議で東京や地元の支援センターに行く以外は、晴耕雨読の毎日です。夫は小説等が好き（本人曰く、専門は量子論と科学史だ）で、家中に本が溢れています。私は被害後、好きな読書も記憶に残らず全く読めない状態が長く続いていました。17、8年後位に読めるようになったかを試してみようと、手にしたのは夫が読んでいた時代小説でした。助け合いながら暮らす庶民の様子や心の機微が優しく伝わってきました。江戸城周辺の地名は、今も残っていて懐かしく、平穏に暮らしていた昔を思い出す助けになりました。

数年前のある日、田んぼ道を散歩していて、昔々の記憶にあった小さな花（庭石菖）を見つけました。10歳まで暮らした赤坂離宮とその後22歳まで暮らした北の丸公園に咲いていた花です。亭は里帰り出産で北の丸公園で産まれました。

共働きをしていた私は淋しい思いをさせた、と自分を責めていましたので、せめて懐かしい花を庭に咲かせ、見せてあげたいと思いました。丹精込めて育てた今年、紫や白の庭石菖が庭に咲きほこり、赤、青、黄金色の3種類もの糸トンボやキアゲハ、カラスアゲハ等が何匹も飛び回る夢のような世界が実現しました。

読書の合間に、ラズベリーや無花果でお菓子を作り柑橘類の収穫や干し柿作り等も楽しみながら、穏やかに暮らせるということは、このようなことなのかしらと感じています。

このように書くと、なんと優雅な生活かと思われるかもしれませんが、身体的には春から秋は雑草と、冬は雪との闘いの毎日で手足や腰の痛みをなだめながら加齢との闘いの10年でもありました。

VII. 終わりに

平成3年「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」で出会った、山上皓教授、警察庁の田村正博氏、安田貴彦氏等の人間愛に溢れる警察の被害者支援施策や岡村勲氏が創設なさった「あすの会（犯罪被害者の会）」等の活動が無ければ、犯罪被害者等基本法の制定も遅れていたことと思います。

どこに相談しても「被害者のことは法律に無い」と冷たく放置され続けた時代から、被害者と被害者支援のために共に歩み続け、励まし続けてくださった小西聖子氏、中島聡美氏、諸澤英道氏、椎橋隆幸氏、及び多くの関係者の皆様に改めて心からの感謝を申し上げます。

また、NOVA（全米被害者援助機構）を創設した John Dussich 氏、Marlene Yong 氏、MADD の Stephanie Frogge 氏など、諸外国の被害者支援団体の皆様にも心からの感謝を申し上げます。

更なる支援制度の策定とその充実を願いながら筆を置かせていただきます。